

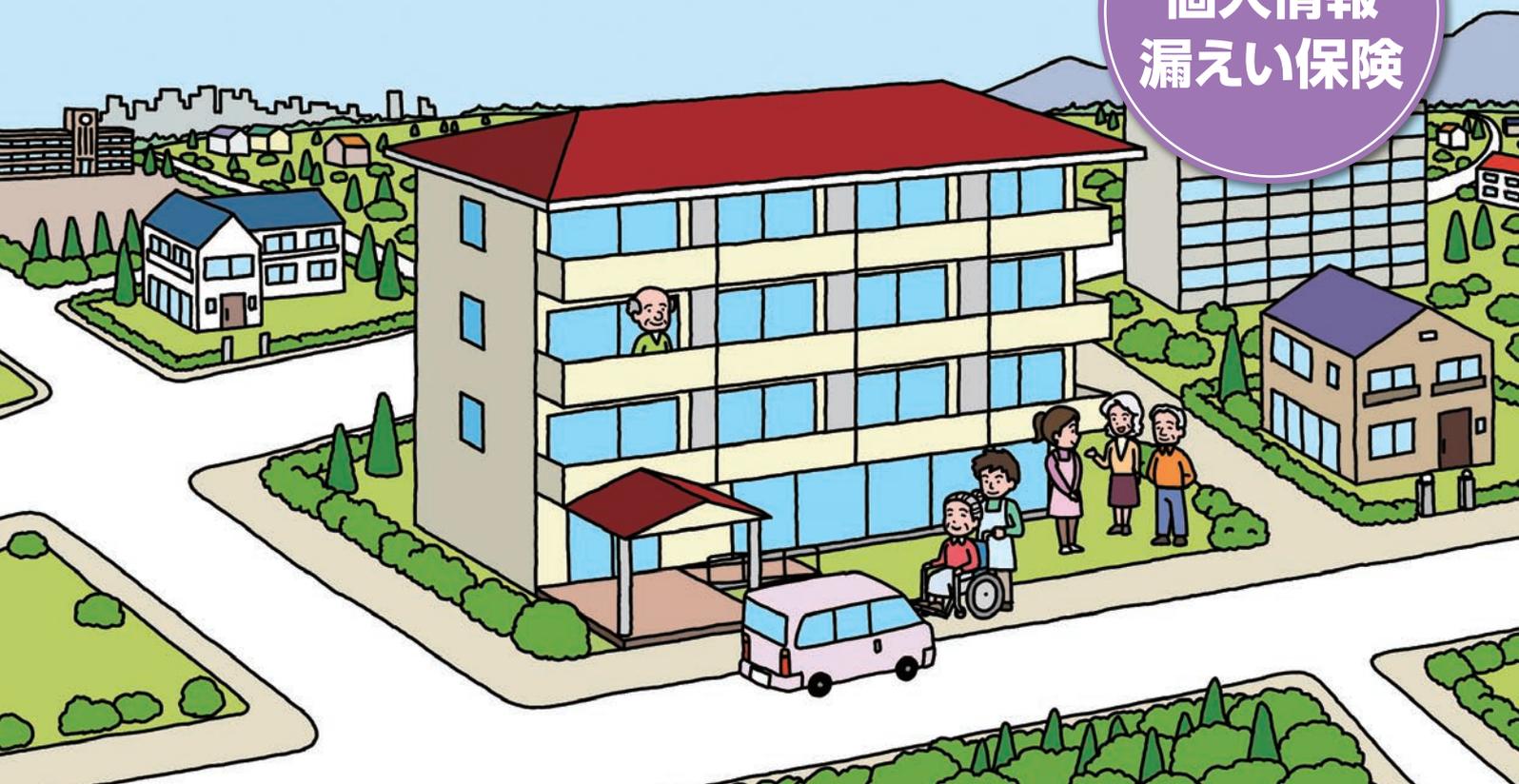
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会 会員の皆様へ

サービス付き高齢者向け住宅 賠償責任保険のご案内

[一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会専用]

NEW

個人情報
漏えい保険



運営事業者の賠償責任リスク

保険期間	2016年7月1日午後4時～ 2017年7月1日午後4時
申込み・送金締切	2016年6月15日(水)
中途加入	各月1日補償開始日(中途加入日)の午前0時～ 2017年7月1日午後4時 <small>※加入依頼書提出・保険料送金締切日:補償開始日(中途加入日)の前月20日</small>
団体保険契約者	一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会
団体保険加入要件	一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会の会員であること
取扱幹事代理店	株式会社 東海日動パートナーズTOKIO新宿支店
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

会員各位

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 ご加入のおすすめ

一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

今後の日本の高齢社会における最も大きい課題は、高齢者に相応しい住まいの確保であり、平成23年4月に高齢者住まい法の改正法が成立、高齢者が安心して住める住宅の供給を促進するために、「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。

国も建設・改修に対する補助金制度などを通じて、同住宅の供給を支援しています。

地域の中で高齢者が安心して自由に暮らせるよう、供給数だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの質の向上を図っていくことが重要であると考えています。

当協会としては、行政への提言活動、事業者の皆様への情報提供、研究会、相談窓口活動などを通じて、同住宅の質の向上に努めております。

一方で、サービス付き高齢者向け住宅については制度が創設されたばかりであり、24時間見守りサービスにかかる運営リスクが明らかでないこと、事業者によってサービス内容が異なることからリスクへの備えが分かりにくいということも想定されるところです。

このようなことから、このたび、従前の活動に加えまして、会員事業者の皆様の経営の安定化を図り、ひいては入居者の方々への安心を提供できるよう、サービス付き高齢者向け住宅にフィットし、その運営リスクに対応する団体保険制度を東京海上日動火災保険株式会社と共同で会員様を対象として創設し、多くの会員事業者様にご利用いただいております。

サービス付き高齢者向け住宅事業の運営においては、損害保険は必要不可欠であり、是非とも本制度にご加入いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

■ 本制度の構成

運営事業者の賠償責任リスク

へ備えて

基本補償

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+漏水担保特約、初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約、昇降機危険担保特約(オプション)等セット)

所有・運営するサービス付き高齢者向け住宅に関し、施設の欠陥や24時間見守りサービス等施設の内外で行われる業務の遂行に起因して生じた第三者に対する対人・対物事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して予め設定する支払限度額まで補償する保険です。

但し、食事の提供や居宅介護に係る賠償責任は補償されませんので、これらを補償する制度としてオプションをご用意しています。



詳細はパンフレット5ページをご参照ください。

オプション①

生産物賠償責任保険



基本補償では補償されない、食事の提供に係る賠償責任を補償します。

サービス付き高齢者向け住宅で食事を提供される場合には、併せて加入をご検討ください。

詳細はパンフレット9ページをご参照ください。

オプション②

居宅介護事業者賠償責任保険



基本補償では補償されない、居宅介護事業に係る賠償責任を補償します。

居宅介護事業を行われる場合には、併せて加入をご検討ください。

詳細はパンフレット12ページをご参照ください。

NEW

運営事業者の情報漏洩リスク

へ備えて

オプション③

個人情報漏えい保険

個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、「保険期間中に日本国内において被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)」や、「各種費用損害」に対して保険金をお支払いします。



詳細はパンフレット17ページをご参照ください。

入居者の賠償責任リスク・運営事業者の財物リスク

へ備えて

基本契約

集団扱火災保険



「建物」のみを対象とした火災保険では「共用家具・備品(設備・什器)」は補償されません。会員の皆様が所有される共用家具・備品(設備・什器)に対する「火災リスク」はもちろんのこと、風災・ひょう災・雪災、水災などの「自然災害リスク」や、盗難、破損などの「日常災害リスク」に至るまで、「サービス付き高齢者向け住宅」を取り巻く様々な事故による損害を補償します。

詳細はパンフレット22ページをご参照ください。

オプション

個人賠償責任補償特約(包括契約用)



居住者の日常生活における第三者への賠償責任を包括で補償! しかも示談交渉付き!

詳細はパンフレット21ページをご参照ください。



オプションのみの加入はできません。必ず基本補償と共にお申込みいただきますようお願いします。

サービス付き高齢者向け住宅を

サービス付き高齢者向け住宅を取り巻く様々なリスク

建物所有者・入居者の 財物リスク



建物の火災
自然災害



入居者の家財の
損害

運営事業者の 賠償責任リスク



施設の欠陥による
入居者のケガ



提供した食事が原因の
食中毒



介護中の賠償事故

運営事業者の 自動車運行リスク



自動車の事故

運営事業者・ 従業員の身体上リスク



経営者・従業員の
ケガや病気



サービス付き 高齢者向け住宅

入居者の 賠償責任リスク 運営事業者の財物リスク



共用家具・備品
の火災



入居者の日常生活
賠償リスク

運営事業者の 情報漏洩リスク



個人情報の漏えい



今回ご案内する保険の他にも
様々なリスクに備えた保険をご用意しております。
詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

取り巻く様々なリスクに備えて!

運営事業者の賠償責任リスク

基本補償

- 清掃後の滑りやすくなっていた廊下で入居者が転倒しケガをした
- 24時間見守りサービスにおける不備(緊急コールでの駆けつけ遅れにより症状が悪化して入院、状況把握不備を原因とする死亡事故等)での賠償責任

オプション①

- 提供した食事が原因で、入居者が食中毒となった

オプション②

- 介護サービス中にスタッフが誤って手を放してしまい、高齢者が転倒してケガをした



詳細はパンフレット5ページをご参照ください。

NEW

運営事業者の情報漏洩リスク

- メール配信サービスで、あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した
- 事務職員が自宅で作業に使用したパソコンがウイルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が流出した

個人情報漏えい保険

詳細はパンフレット17ページをご参照ください。

入居者の賠償責任リスク 運営事業者の財物リスク

入居者の賠償責任リスク

- 入居者が不注意で扉を開け、そこに立っていた別の入居者にケガをさせた場合の賠償責任
- 入居者が風呂等の水を出しっぱなしにしたことによる階下入居者への賠償責任

運営事業者の財物リスク

- 運営事業者が所有する共用家具・備品の火災、風災・雪災、水災、盗難・水濡れ、破損等による損害



集団扱火災保険 +個人賠償責任補償特約

- ◎入居者の特定、入退去時の通知が不要!
- ◎示談交渉付き!

詳細はパンフレット21ページをご参照ください。

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+漏水担保特約、初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約、昇降機危険担保特約(オプション)等セット)

所有・運営するサービス付き高齢者向け住宅に関し、施設の欠陥や施設の内外で行われる業務の遂行に起因して生じた第三者に対する対人・対物事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して予め設定する支払限度額まで補償する保険です。

サービス付き高齢者向け住宅 賠償責任保険の特長



1 24時間見守りサービスにも対応

建物施設の欠陥のみならず、24時間見守りサービスに伴う事故に起因して法律上の損害賠償責任が生じた場合など業務の遂行に起因する事故も対象となります。

2 対人事故の見舞金等の費用にも対応^(*)

法律上の賠償責任の有無に係らず、入居者がケガをした場合などに負担する見舞金もしくは見舞品購入費用を補償いたします。

(1事故につき50万円の支払限度額の内枠で被害者1名あたり10万円限度)

3 事故原因調査、事故現場の取り片付け費用等についても補償します。^(*)

(1事故につき50万円限度)

4 保険料は、損金処理できます。

(*) ②と③は、初期対応費用の補償をご説明しています。同保険金の支払限度額が適用されます。

保険金をお支払いする場合

1. 保険期間中に日本国内で発生した下記の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。
 - ①対象施設の構造上の欠陥に起因する対人・対物事故
 - ②対象施設の管理不備に起因する対人・対物事故
 - ③業務の遂行に起因する対人・対物事故(24時間見守りサービス中の事故など)
2. 【初期対応費用】
この保険の対象となる事故が日本国内において発生した場合に、担当者の事故現場派遣費用、被害者への見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合に限ります。)等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
※法律上の賠償責任の有無は問いません。
3. 【訴訟対応費用】
保険期間中に日本国内において発生した、この保険の対象となる事故に起因して、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、訴訟対応のために必要となる増設コピー機のリース費用、担当者の超過勤務手当・交通費・宿泊費、意見書・鑑定書の作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

被保険者 (補償を受けることができる方)	貴社	(外注先は被保険者に含まれませんので) ご注意ください。
対象施設 (補償の対象となる施設)	ご加入時に指定いただく 施設	(保険期間の途中で対象施設が増える場合は、通知をいただき変更手続きが必要です。変更手続きされませんと、対象施設に含まれませんのでご注意ください。)



保険の対象となる主な事故例

※下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

CASE 1	サービス付き高齢者向け住宅の廊下清掃の後で滑りやすくなっていたところ、入居者が転倒しケガをした。
CASE 2	給排水管から水が漏出し、入居者の家具に損害を与えた。
CASE 3	ベッドから転落し、緊急コールを押したが数時間誰も来なかった。結果として対応が遅れ、入院が必要となった。
CASE 4	24時間見守りサービスで行うべき状況把握ができておらず、数日後に死亡が確認された場合で法律上の賠償責任を負う場合
CASE 5	24時間見守りサービスにおいて入居者同士のケンカを発見し、職員が仲裁を行っている最中に肘が当たり、誤ってケガをさせてしまった。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 汚染物質（人体・生物に有害な物質等）の排出・流出・いつ出・漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は補償の対象となります。）
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑦ 自動車、原動機付自転車、航空機の所有・使用・管理
- ⑧ 他の事業者へ委託している業務について、委託先事業者に起因する事故
- ⑨ サービス付き高齢者向け住宅の入居者に起因する事故
- ⑩ サービス付き高齢者向け住宅の所有、運営以外の業務に起因する事故（介護施設運営等）
- ⑪ 被保険者の占有を離れた商品または飲食物（生産物賠償責任保険で引受けます）

等



お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用・訴訟対応費用	<p>【初期対応費用】 事故が発生した場合の被保険者の役員または使用人の事故現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費用（対人事故の場合に限ります。）等の事故対応に直接必要な費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用</p> <p>【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の超過勤務手当、被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等の費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用</p>

保険金のお支払方法

- ①法律上の損害賠償金をご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。（支払限度額は適用されません。）
ただし、①法律上の損害賠償金＞支払限度額となる場合、②争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の賠償責任}}$$

- ⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、初期対応費用の支払限度額の内枠で、かつ1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



保険料例

保険料はサービス付き高齢者向け住宅建物ごとに「延床面積」により算出します。複数棟を所有している場合には、1棟ごとに加入いただきます。昇降機につきましては、建物ごとに基数をお知らせいただき、補償の対象に含めることができます。

※実際の保険料は、見積依頼書にて延床面積、昇降機基数をご教示いただき算出します。

50戸 (2,250㎡)

30戸 (1,350㎡)

年間保険料

23,260円

16,750円

〈支払限度額〉

対 人

1名 1億円、 1事故 5億円

対 物

1事故 1,000万円

初期対応費用

1事故

50万円

(うち見舞金・見舞品購入費用は、被害者1名あたり10万円限度)

訴訟対応費用

1事故

100万円

免責金額 (自己負担額)

なし

※昇降機につきましては、1基あたり上記保険料に1,610円が加算されます。但し、端数の関係で10円程度の差異が生じる場合があります。

※対象となる昇降機はサービス付き高齢者向け住宅の専用エレベーターに限ります。

〈上記保険料例の算出条件〉

50戸: (専有部分面積25㎡+共用部分20㎡) × 50戸 = 2,250㎡

30戸: (専有部分面積25㎡+共用部分20㎡) × 30戸 = 1,350㎡

(1戸につき、専有25㎡、共用20㎡と仮定)

生産物賠償責任保険とは、施設賠償責任保険(=基本補償)では保険金のお支払い対象とならない食事の製造、販売または提供に起因して発生した対人事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。食事の製造、販売または提供をされる事業者様向けにオプションとしてご用意いたします(居宅介護事業に付随するものは居宅介護事業者賠償責任保険(オプション②)で補償されます)。保険料は、損金処理できます。



保険金をお支払いする場合

- ① 食事の製造、販売または提供に起因して、保険期間中に日本国内で発生した対人事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、保険金のお支払対象となりません。
- ② 【初期対応費用】
この保険の対象となる事故が発生した場合に、担当者の事故現場派遣費用、被害者への見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合に限ります。)等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
※法律上の賠償責任の有無は問いません。
- ③ 【訴訟対応費用】
この保険の対象となる事故に起因して、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、訴訟対応のために必要となる増設コピー機のリース費用、担当者の超過勤務手当・交通費・宿泊費、意見書・鑑定書の作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

被保険者
(補償を受けることができる方)

貴社 (外注先は被保険者に含まれませんので)
ご注意ください。

保険の対象となる主な事故例

※下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

CASE 1	提供した食事が原因で、入居者が食中毒となった場合
CASE 2	食堂での食事を原因として感染したと考えられるノロウイルスによる集団食中毒で入居者が入院した。
CASE 3	提供した食事に異物が混入しており、入居者がのどを詰まらせて入院した場合

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④ 汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いっ出・漏出(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は補償の対象となります。)
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑥ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または提供した食事
- ⑦ 他の事業者へ委託している業務について、委託先事業者に起因する事故

等



貴社全体の売上高をご申告いただくことで
施設賠償責任保険(=基本補償)でご指定いただいた施設に限らず
貴社全体の補償が受けられます。



お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

<p>① 法律上の損害賠償金</p>	<p>法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。</p>
<p>② 争訟費用</p>	<p>損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)</p>
<p>③ 損害防止軽減費用</p>	<p>事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用</p>
<p>④ 緊急措置費用</p>	<p>事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p>
<p>⑤ 協力費用</p>	<p>保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p>
<p>⑥ 初期対応費用・ 訴訟対応費用</p>	<p>【初期対応費用】 事故が発生した場合の被保険者の役員または使用人の事故現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合に限ります。)等の事故対応に直接必要な費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用 【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の超過勤務手当、被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等の費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用</p>

保険金のお支払方法

- ①法律上の損害賠償金をご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)ただし、①法律上の損害賠償金>支払限度額となる場合、②争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の賠償責任}}$$

- ⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、初期対応費用の支払限度額の内枠で、かつ1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



保険料例

保険料は食事提供にかかる最近事業年度の「年間売上高」により算出します。複数棟を所有している場合でも、1事業者あたり1加入での対応となります。

保険加入時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高による精算は原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の実際の売上高に不足していた場合には、ご申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

※実際の保険料は、見積依頼書にて年間売上高をご教示いただき算出します。

以下3つのパターンで保険料が異なりますのでご注意ください。

- ① 自社が食堂等で調理・加熱等を行い、直ちにその場所で食事を提供する場合
- ② 自社が外部で調理した弁当・仕出し品を提供する場合
- ③ 製造は外部に委託していて、食事の提供のみを行う場合

年間売上高 (2,000万円の場合)

年間保険料

上記パターン①の場合: **27,810円**

上記パターン②の場合: **48,440円**

上記パターン③の場合: **10,760円**

<支払限度額>

対 人 1名 **1億円**、1事故/保険期間中 **5億円**

初期対応費用 1事故 **300万円**
(うち見舞金・見舞品購入費用は、被害者1名あたり10万円限度)

訴訟対応費用 1事故 **1,000万円**

免責金額 (自己負担額) なし

<上記保険料例の算出条件>

年間売上高2,000万円

1棟50戸で食事提供を行う場合

(賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+生産物特別約款+請負業者特別約款+居宅介護事業者等特約、初期対応費用担保特約(居宅介護事業者等特約条項用)、訴訟対応費用担保特約、居宅介護支援業務等特約等セット)

居宅介護事業者賠償責任保険とは、施設賠償責任保険(=基本補償)では保険金のお支払い対象とならない訪問介護、居宅介護支援事業等^(*)にかかる賠償責任等を補償します。サービス付き高齢者向け住宅運営に付随し、これらの事業を行う場合にオプションとしてご加入いただけます。保険料は、損金処理できます。

(*) 次の①から④までの業務をいいます。

①訪問介護等(訪問看護業務および居宅療養管理指導業務(介護予防を含みます。))は対象となりません。

【介護保険対象サービス】

訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(専門の資格がなければ行うことができない業務を除きます。)、通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【横だしサービス・その他サービス】

在宅配食、家事援助、外出介助、移送、緊急通報、ホームヘルパー養成研修、障害者自立支援法に基づく居宅生活支援サービス、特定高齢者に対する通所型・訪問型介護予防サービス、その他居宅介護サービスに準じるサービス

②居宅介護支援事業等

- 要介護認定または要支援認定等の申請手続きの代行 ●要介護認定または要支援認定等の認定調査
- 特定高齢者の把握 ●ケアプラン・介護予防ケアプランの作成 ●居宅サービス事業を行う者へのサービスの提供依頼
- 作成したケアプラン・介護予防ケアプランに基づく継続管理および再アセスメント

③福祉用具販売・レンタル(簡単な据付工事を含みます。)

④住宅改修

<加入対象者(記名被保険者となる方)の範囲>

下記①～⑦のうち、一般財団サービス付き高齢者向け住宅協会の会員の皆様

- ①指定居宅サービス事業者
- ②指定居宅介護支援事業者
- ③指定地域密着型サービス事業者
- ④指定介護予防サービス事業者
- ⑤指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑥指定介護予防支援事業者
- ⑦①から⑥までと同様のサービスを提供している事業者(市町村が居宅サービスを特別に依頼している個人事業主や、障害者自立支援法に基づく居宅生活支援サービスを提供する事業者等)



保険金をお支払いする場合

1. 日本国内で発生した次の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(②の受託物事故につきましては、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。)

保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。

①対人・対物事故

次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。「身体の障害」とは、傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。「財物の損壊」とは、財物の滅失、破損または汚損をいいます。

- (1) 記名被保険者が所有、使用または管理する施設
- (2) 訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行またはその結果
- (3) 生産物(記名被保険者が製造、販売または提供した財物で被保険者の占有を離れたもの)

②受託物事故

受託物の損壊(滅失、破損、汚損をいいます。)、紛失、盗取または詐取
「受託物」とは、記名被保険者が訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行にあたり管理する動産^(*)をいいます。

*受託物には、次のものを含まません。

- (1) 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿
- (2) 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章
- (3) 稿本、設計書、雛型
- (4) 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機
- (5) 動物、植物等の生物
- (6) その他(1)から(5)までに類する物



③ 人格権侵害事故

施設、訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行またはその結果・生産物に関する不当行為（不当な身体の拘束または口頭、文書、図画等による表示をいいます。）に起因する、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害

④ 居宅介護支援業務に係る純粋経済事故

居宅介護支援業務の遂行に起因して要介護者等に対し、財産上の損害を生じさせたこと

2. 日本国内において上記1.①～④の事故が発生し、被保険者が初期対応を行うために支出した初期対応費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、上記1.①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。
3. 日本国内において発生した上記1.①～④の事故に起因して日本国内において被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について被保険者が支出した訴訟対応費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、上記1.①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。

<p>被保険者 (補償を受けることができる方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入者票に記載された加入者（記名被保険者） ② ①が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ③ ①が法人以外の社団である場合は、その構成員 ④ ①の使用人。①の指示に基づいて訪問介護・居宅介護支援事業等を遂行する研修受講生（パートタイマー、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます。）を含みます。 ⑤ ①が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人（上記②から⑤の方は、①が遂行する訪問介護・居宅介護支援事業等にに従事している間に限り被保険者となります。） <p>居宅介護支援業務に係る経済損失賠償に限り、次の方が被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 加入者票に記載された指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者 ② ①の使用人である介護支援専門員
--	--



保険の対象となる主な事故例

※下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

<p>CASE 1 対人・対物事故</p>	<p>訪問介護でトイレへの移動の援助をしている際、誤って一時的に手を離したことで高齢者が転倒し、足を骨折させてしまった。</p>
<p>CASE 2 受託物事故</p>	<p>デイサービスに来ていた高齢者から預かった現金を盗難された（この場合、警察への届出が必要です。）。</p>
<p>CASE 3 人格権侵害事故</p>	<p>管理用に作成したサービス利用者の所得や既往症などの一覧表を、外部の者の目に触れる事務所に掲示してしまい、プライバシー侵害として訴えられた</p>
<p>CASE 4 居宅介護支援業務に係る純粋経済事故</p>	<p>要介護・要支援認定の手続代行を請け負ったものの、申請するのを怠り、介護サービスの利用開始時期が遅くなったとして、サービス利用機会を逸失した部分の損害賠償を請求された。</p>



保険金をお支払いしない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

【各担保内容共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④ サービス付き高齢者向け住宅の入居者に起因する事故

入居者の疾患が原因での死亡（例えば入浴中の心臓発作）は保険対象外。

しかし、例えば意識低下により溺水の可能性があった場合でケアプラン上の援助が検討されていなかったり、状況把握が不十分だった場合（見守りに不備がある場合は基本補償で）、また、認知症のある入居者が居室窓から物を投げつけ、駐車中の車に損害を与えてしまった場合などで、危険が十分予測されていたにも関わらず対策が取られていなかった場合で法律上の賠償責任を負担する場合には対象となり得ます。

- ⑤ 汚染物質（人体・生物に有害な物質等）の排出・流出・いっ出・漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。）
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ⑦ 医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）等

【対人・対物事故】

- ① 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ② 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用、管理
- ④ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った訪問介護、居宅介護支援事業等の結果
- ⑤ 被保険者の占有を離れた後または訪問介護、居宅介護支援事業等の終了後もしくは放棄の後に発生した生産物そのものの損壊または使用不能

等

【人格権侵害事故】

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ③ 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ④ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分

等

【受託物事故】

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取
- ② 受託物の使用不能（収益減少を含みます。）
- ③ 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ④ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分
- ⑤ 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取

等

【居宅介護支援業務に係る純粋経済事故】

- ① 保険契約者、被保険者または業務の補助者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② 法令により医師の指示のもとで専門資格を有する者のみが行うことのできる医療行為その他の行為
- ③ 介護支援専門員が遂行すべき行為につき、被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為
- ④ 被保険者が居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者として遂行した行為（介護保険法に基づき、都道府県知事の指定を受けた事業者として遂行した行為であるかどうかを問いません。）
- ⑤ 被保険者に対する請求が保険期間の始期日前に発生した事由によりなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合（知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。）はその事由
- ⑥ 被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為

等

保険料例

保険料は訪問介護、居宅介護支援事業等にかかる「年間売上高」により算出します。複数棟を所有している場合でも、1事業者あたり1加入での対応となります。

保険加入時に把握可能な最近の会計年度等の売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高の増減による精算は原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の実際の売上高に不足していた場合には、ご申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

年間売上高 (4,730万円)

年間保険料

52,890円

<支払限度額>

対人・対物事故	1請求・保険期間中	5,000万円
初期対応費用	1事故	500万円 <small>(うち見舞金・見舞品購入費用は、被害者1名あたり10万円限度)</small>
訴訟対応費用	1事故	500万円
受託物事故	1請求	100万円 (うち現金は10万円限度)
人格権侵害事故	1名・1請求・保険期間中	300万円
居宅介護支援業務に係る経済損失事故	1請求・保険期間中	100万円
免責金額 (自己負担額)		なし

<上記保険料例の算出条件>

- ・年間売上高4,730万円 (訪問介護等4,300万円、居宅介護支援事業等430万円)
- ・50名に対して、訪問介護等及び居宅介護支援事業等を行う場合を想定
- ・上記保険料は団体割引5%を適用した場合の保険料です。
- 加入業者数が20社未満となる場合には保険料率が変わります。

本制度における事故状況を鑑み、保険料の改定を行っております。
次年度以降、本団体制度全体の事故状況によっては、保険料が変わる可能性があります。



貴社全体の売上高をご申告いただくことで
施設賠償責任保険(=基本補償)でご指定いただいた施設に限らず
貴社全体の補償が受けられます。



お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用・訴訟対応費用	【初期対応費用】 事故が発生した場合の被保険者の役員または使用人の事故現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合に限ります。)等の事故対応に直接必要な費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用 【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の超過勤務手当、被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等の費用のうち、その額・用途が社会通念上妥当と認められる費用

保険金のお支払方法

①法律上の損害賠償金をご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

ただし、受託物事故に関する保険金は事故が生じた場所および時における受託物の時価が支払限度額のいずれか低い額が限度となります。このうち、受託物である現金の損壊、紛失、盗取または詐取については、1請求あたり10万円を限度とします。

②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金の支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)

ただし、①法律上の損害賠償金>支払限度額となる場合、②争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の賠償責任}}$$

⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、初期対応費用の支払限度額の内枠で、かつ1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。

⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

個人情報漏えい保険 <オプション③>

(賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)+個人情報漏えい対応費用担保特約、法人情報漏えい担保特約、クレジットカード番号等漏えい危険担保特約、e-リスク担保特約等セット)

個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、「保険期間中に日本国内において被保険者が損害賠償請求訴訟を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)」や、「各種費用損害」に対して保険金をお支払いします。



<p>被保険者 (補償を受けることができる方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴社 (外注先は被保険者に含まれませんのでご注意ください。) ● 貴社の役員または使用人 (ただし、貴社の業務に関する場合に限り。)
<p>対象事業種類 (本団体制度での対象事業種類は右記2つに限らせていただきます。それ以外の事業種類の場合は別途ご案内いたしますので、取扱募集代理店までお問い合わせください。)</p>	<p>社会福祉・介護事業 (老人介護サービス業・社会福祉施設等)</p> <p>不動産業 (不動産取引業、不動産賃貸業・管理業等)</p>

本保険で対象とする「個人情報」および「法人情報」

<個人情報>

個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)をいいます。

<法人情報>

実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

なお、ご加入者が保有する全ての個人情報および法人情報が対象となり、業務ごとの保険加入はできません。



貴社全体の売上高をご申告いただくことで
施設賠償責任保険(=基本補償)でご指定いただいた施設に限らず
貴社全体の補償が受けられます。



お支払いする保険金の種類

賠償責任部分と個人情報漏えい対応費用部分のセット商品となっております。

<賠償責任部分> 《施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)》
《法人情報漏えい担保特約条項》

保険金をお支払い
する損害

- ① 法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要です。
- ② 賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用
- ③ 求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用
- ④ 保険会社の要請に伴う協力費用
- ⑤ 賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用

※上記①②③につきましては、事前に引受保険会社の同意が必要です。
(注1) 漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求が、保険期間中に日本国内においてなされた場合に保険金をお支払いします。

<個人情報漏えい対応費用部分> 《個人情報漏えい対応費用担保特約条項》
《法人情報漏えい担保特約条項》

保険金をお支払い
する損害

- ① 謝罪広告・会見費用
- ② お詫び状作成・送付費用
- ③ 見舞金(個人情報漏えいのみ)・見舞品購入費用
- ④ コンサルティング費用
- ⑤ コールセンター委託費用
- ⑥ 弁護士への相談費用

※上記④⑥につきましては、事前に引受保険会社の書面による同意が必要です。
※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当、記名被保険者の役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費もお支払いの対象となります。
なお、これらの個人情報・法人情報漏えい対応費用は、被保険者が事故対応期間(契約者、被保険者や保険会社が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用を負担することによって被る損害に対してお支払いします。
(注1) 保険期間中に個人情報および法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、その事実が公的機関への文書による報告やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合(法人情報漏えいにおいては、被害法人に対するお詫び状送付等で客観的に確認できる場合を含みます)に保険金をお支払いします。
(注2) 損害額の合計額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
(注3) ③見舞金・見舞品購入費用について、個人情報の場合は被害者1名につき500円、見舞品の購入費用について、法人情報の場合は被害法人1社につき3万円、④コンサルティング費用につきましては1事故あたり500万円を限度とします。また、⑥弁護士への相談費用につきましては、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。

保険金のお支払い方法

- <賠償責任部分>**
- ① 損害賠償金: 法律上の損害賠償金 - 免責金額(0円)(支払限度額が上限)
 - ② 各種費用: 原則としてその全額がお支払対象となります。(支払限度額の適用なし)
ただし、争訟費用については、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合に限り、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- <費用特約部分>**
- 各種費用: 実際に支出された費用 - 免責金額(0円)(支払限度額が上限)
※支払限度額の範囲内であっても個別に限度が定められている費用もございます。



保険の対象となる主な事故例

※報道による漏えい事例であり、東京海上日動の保険金支払事例ではありません。

CASE 1	メール配信サービスで、あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した。
CASE 2	事務職員が自宅で作業に使用したパソコンがウィルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報が流出した。
CASE 3	社員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。
CASE 4	個人情報を記載した文書を、取り違えて別人に渡した。

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由等によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

<賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分共通>

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 等

<賠償責任部分>

- ・初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がある発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ・株価または売上高の変動
- ・日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 等

<e-リスク担保特約部分>

- ・電子マネー
- ・ソフトウェア開発またはプログラム作成
- ・対象業務の結果を利用して、製造、加工等の工程を経て製作された製品、半製品等の財物の不具合
- ・対象業務の履行不能または履行遅滞
- ・被保険者の支払不能または破産
- ・被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合
- ・被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合
- ・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任
- ・対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。） 等



e-リスク担保特約

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務の遂行に伴い、次の事由により発生した他人の業務の休止・阻害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害（個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウイルスの感染
- ② 第三者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵



保険料例

■ 最近の会計年度（1年間）の売上高（※1）5,000万円の場合

社会福祉・介護事業

不動産業

年間保険料

53,140円

53,990円

最低保険料は3万円です。

中途加入・解約により保険期間が1年未満となる場合の最低保険料も、3万円となります。

	支払限度額		免責金額
賠償責任部分 (※2)	1請求・保険期間中	1億円	なし (1請求)
	個人情報漏えいまたはそのおそれ 起因して、被害者以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	5,000万円 (個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額と同額、かつ賠償責任部分の支払限度額の内枠払い)	
個人情報漏えい 対応費用部分 (※3)	1事故・保険期間中	5,000万円	なし (1事故)
	見舞金・見舞品購入費用	被害者1名につき 500円 (個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)	
	コンサルティング費用	1事故 500万円 (個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額の内枠払い)	
法人情報漏えい 担保特約条項	賠償損害	1億円 (賠償責任部分と共有)	なし (1請求)
	費用損害	5,000万円 (個人情報漏えい対応費用部分と共有)	なし (1事故)
e-リスク担保特約条項	1請求・保険期間中	1億円 (賠償責任部分と共有)	なし (1請求)
クレジットカード番号等漏えい 危険担保特約条項	1請求・保険期間中	1億円 (賠償責任部分と共有)	なし (1請求)

(※1) 「売上高」とは、把握可能な最近の会計年度等において記名被保険者が販売・提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

なお、ご申告いただいた総売上高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の総売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

(※2) 個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者または被害法人以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「個人情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます（「賠償責任部分」の支払限度額の内枠となります。）。

(※3) 見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、コンサルティング費用については、1事故あたり500万円をお支払いする保険金の限度とします。ただし、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります。

集団扱火災保険＋個人賠償責任補償特約とは、**居住者の日常生活における賠償事故**を補償する特約をセットした火災保険です。

居住者の日常生活における第三者への賠償リスクへの備えとして、居住者に火災保険への加入を義務付けていない事業者様は、是非ご検討ください。

個人賠償責任補償特約 (包括契約用)

居住者の日常生活における 第三者への賠償責任を包括で補償! しかも示談交渉付き!



個人賠償責任補償特約のみのご契約はできません。
必ず基本契約と共にお申込みいただきますようお願いいたします。



住宅内はもちろん日本国内または国外において生じた以下 (A・B) の偶然な事故により、居住者等の被保険者 (※1) が他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりしたなどの法律上の賠償責任を負担した場合に補償する特約です。(ただし、自動車事故による損害賠償責任事故および重大な過失以外の火災事故を除きます。)

- **支払限度額 (保険金額) は国内外1億円、免責金額は0円です。**
- **国内での事故 (訴訟も国内) であれば、示談交渉は原則として東京海上日動が行いますので、居住者間のトラブル軽減にもお役立ていただけます。**
- **居住者名の特定が不要な上、居住者が変更した場合も通知・手続きは不要です。**
一般的には居住者ごとに保険手続きを行います。本制度では戸室数をご申告いただくだけで全居住者について包括的に補償されます。

A

居住用戸室の所有、
使用または管理に
起因する偶然な事故

例えば…

階下に水漏れ
してしまった



B

日本国内外において
被保険者 (※1) の
日常生活に起因する
偶然な事故

例えば…

他の居住者
の物を壊し
てしまった



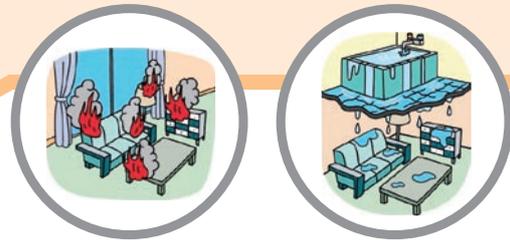
※1 被保険者 (補償を受けられる方) の範囲は以下①～④の通りとし、居住者名を特定する必要はありません。①居住用戸室に居住している方、②居住用戸室に居住している方の配偶者 (※2)、③居住用戸室に居住している方またはその配偶者 (※2) の別居の未婚の子 (法律上の婚姻歴がある方は含みません。)、④居住用戸室に居住している方が未成年である場合は、その方の親権者およびその他の法定の監督義務者

※2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

※集団扱の対象となる方の範囲、詳細については、取扱募集代理店までお問い合わせください。

※「集団扱火災保険＋個人賠償責任補償特約 (包括契約用)」のご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

お見積りのご用命は取扱募集代理店までご連絡ください。
(P24の見積依頼書はご利用いただけません。)



基本契約

運営事業者が所有する共用家具・備品(設備・什器)に対する様々な補償!



「建物」のみを対象とした火災保険では「共用家具・備品(設備・什器)」は補償されません。

会員の皆様が所有される共用家具・備品(設備・什器)に対する「火災」「落雷」「破裂・爆発」等の『火災リスク』はもちろんのこと、「風災・ひょう災・雪災」や「水災」といった『自然災害リスク』や、「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」「盗難による盗取」「破損事故等」の『日常災害リスク』に至るまで、「サービス付き高齢者向け住宅」を取り巻く様々な事故による損害を補償することが可能です。

支払限度額(保険金額)は、1口100万円として1口以上99口以下のご希望に応じた口数(1口は100万円、10口の場合は1,000万円)で設定いただき、万一の事故の際には再取得価額(同等の物を再取得するのに必要な金額)でお支払いします。高額貴金属等(※)は100万円を限度に自動補償します。

※高額貴金属等とは「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」をいいます。高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

保険料例

集団扱契約は一般契約に比べ約5%割安です!!

- 集団扱分割払は一般契約と異なり、分割割増がかからないので約5%割安となります。
- 集団扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。保険期間が1年の場合に限りです。

① 居住者の賠償責任補償	+	② 所有する設備・什器に対する補償	=	①+②合計
年間 64,600円 (1戸室あたり約1,292円)		年間 2,160円		年間 66,760円

【トータルアシスト住まいの保険の保険料例 <ご契約条件> (2016年4月1日現在)】

- 保険期間: 1年間 ● 払込方法: 集団扱(口座振替) ● 払込回数: 一時払 ● 物件所在地: 東京都 ● 物件種別: 併用住宅物件 ● 職業業: 事務所等(K005)
- 収容する建物構造、級別: コンクリート造、M構造 ● 建物区分: 共同住宅 ● 補償内容: 設備・什器支払限度額(保険金額)100万円(高額貴金属等限度額100万円、破損等限度額30万円、免責金額5千円) ● 特約: 個人賠償責任包括((国内外1億円、免責金額0円、対象戸室数50戸)

集団扱でのご契約条件・ご注意点

集団扱とは	一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会が保険会社と保険料集金契約を結び、保険料を集金し、まとめて払い込むため、保険料が割安となる制度です。
ご契約者の対象(範囲)	一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の会員事業者の皆様
保険料の払込方法	保険始期月の翌々月27日(休業日の場合は翌営業日)に、収納代行会社「明治安田システム・テクノロジー株(MBS)」がご契約者様の指定口座から保険料の振替をさせていただきます。ご契約時に専用の「預金口座振替依頼書」をご提出いただけます。
口座振替不能が発生した場合	残高不足等により2か月続けて口座振替不能が発生した場合等には、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■ 運営事業者の賠償リスク ご加入方法

(サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険／生産物賠償責任保険／居宅介護事業者賠償責任保険)

入居者の賠償リスク、運営事業者の財物リスク(P21,22)については、取扱募集代理店までご連絡ください。

1 見積依頼

P24 (更新の場合は同封) の見積依頼書に必要な事項をご記入の上、(株) 東海日動パートナーズTOKIO 新宿支店または、取扱代理店までFAXください。FAX受信後、速やかに見積書を作成して加入依頼書とともにご案内いたします。

2 見積内容の詳細説明

各制度の内容・保険料につきまして、ご不明な点は担当代理店にてご説明いたします。



3 加入手続

加入依頼書に必要な事項を記載・捺印の上、オプション①、オプション②、オプション③に加入される場合には、売上高を確認できる客観的資料または公表資料(決算書、会社案内等のディスクロージャー資料等)と一緒に、同封の返信用封筒にて代理店までご送付ください。該当資料がない場合は、加入依頼書と同時に配布しております「保険料算出基礎数字申告書」をご提出ください。

また、保険料は、後日発行するご請求書記載の口座へ**6月15日(水)までに(中途加入の場合は、補償開始日(中途加入日)の前月20日までに)** お振込ください。

4 加入者票の送付

加入依頼書の到着と保険料のお振込が確認出来次第、加入者票をお送りいたします。加入者票が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。

補償開始日より1ヶ月がたっても加入者票が送付されない場合は、東海日動TOKIO新宿支店または東京海上日動へご連絡ください。

加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、事故報告書に記入の上で担当代理店または保険会社にご連絡ください(事故報告書は本パンフレット25ページにあります)。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

オプション②の居宅介護事業者賠償責任保険にご加入いただいた場合

- 受託物である現金の盗取の事故についてはただちに所轄警察署に届けるとともに盗取された現金の発見、回収につとめてください。正当な理由なくこれらの義務を怠った場合は保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある事由の発生を知り、保険会社に書面により通知をいただいた場合、その事由に起因する請求が保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされたときは、その請求は保険期間の末日になされたものとみなします。ただし保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用されません。

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 見積依頼書

株式会社 東海日動パートナーズTOKIO新宿支店 行

FAX: 03-3375-8470

または

FAX:

行

内をご記入の上、上記までFAXいただきますようお願いいたします。

〈代理店使用欄〉
「専用送付状」を添付し、東海日動パートナーズTOKIO新宿支店へFAX

1 見積依頼日

20 年 月 日 (中途加入の場合のみ 20 年 月 日 付加入を希望)

2 見積依頼者

住所	(フリガナ) 〒 <input style="width: 100px;" type="text"/> - <input style="width: 100px;" type="text"/>				
会社名	(フリガナ)		TEL	-	-
			FAX	-	-
ご担当者	部署名	サ住協会員番号		M	
	氏名				

3 お見積りを希望される補償の保険料算出基礎数字

希望される補償に, 太枠内へご記入ください。(オプションのみのご加入はいただけません。)

※オプション①②③の売上高は千円未満を四捨五入し、千円単位でご記入いただきますようお願いいたします。

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 (基本補償)

建物ごとに施設名・延床面積・昇降機基数・物件所在地をご記入ください。

No.	施設名	建物の延床面積	昇降機基数	物件所在地 (住所)
1		㎡	基	
2		㎡	基	
3		㎡	基	
4		㎡	基	
5		㎡	基	

※延床面積は小数第一位を四捨五入してください。 ※行が足りない場合には、適宜コピーの上でご利用ください。

生産物賠償責任保険 (オプション①)

食事の提供に伴う最近事業年度の年間売上高について、利用者への提供方法ごとにご記入ください。(建物ごとではなく、貴社全体での実績をご記入ください。)

No.	食事の提供方法	最近事業年度の売上高 (千円)
1	施設内で調理・加熱を行い提供する場合	千円
2	施設外で調理・製造した弁当・仕出し等を提供する場合	千円
3	食事の調理・製造を外部に委託しており、販売リスクのみの場合	千円

居宅介護事業者賠償責任保険 (オプション②)

居宅介護事業に係る最近事業年度の年間売上高について、業務内容ごとにご記入ください。(建物ごとではなく、貴社全体での実績をご記入ください。)

No.	業務内容	最近事業年度の売上高 (千円)	No.	業務内容	最近事業年度の売上高 (千円)
1	訪問介護等	千円	3	福祉用具販売・レンタル	千円
2	居宅介護支援事業等	千円	4	住宅改修	千円

個人情報漏えい保険 (オプション③)

最近事業年度の年間売上高について、業務内容ごとにご記入ください。(建物ごとではなく、貴社全体での実績をご記入ください。)

※本団体制度での対象事業種類は以下2つに限らせていただきます。それ以外の事業種類の場合は別途ご案内いたしますので、取扱募集代理店までお問い合わせください。

No.	業務内容	最近事業年度の売上高 (千円)
1	社会福祉・介護事業 (老人介護サービス業・社会福祉施設等)	千円
2	不動産業 (不動産取引業、不動産賃貸業・管理業等)	千円

当社はお客様からいただいた見積依頼書記載の個人情報東京海上日動火災保険より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただきます。

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 事故報告書

株式会社 東海日動パートナーズTOKIO新宿支店 行

FAX:03-3375-8470

または

FAX:

行

<代理店使用欄>

本店損害サービス部 企業火災新種損害サービス第一課へFAX (FAX:03-3515-7504)

<代理店情報欄>を記入

1 加入者情報

事故報告日		年	月	日			
住所	(フリガナ)	〒 -					
会社名	(フリガナ)				TEL	-	-
					FAX	-	-
ご担当者	部署名						
	氏名						
該当契約	<input type="checkbox"/> 基本補償 (サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険) <input type="checkbox"/> 生産物賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 居宅介護事業者賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい保険						

2 事故内容

事故発生日		年	月	日				
事故発生場所	都道府県		市区郡		町村			
事故状況								
被害内容	対人	被害者	年齢	職業	負傷部位	程度	病院 連絡先TEL 担当者	
	対物	被害物(所有者)	購入時期	購入価額	損害見込額	修理先 連絡先TEL 担当者		
その他								

<代理店情報欄>	代理店名				担当者名		
	営・代コード	-	電話番号				

契約者名	(一財) サービス付き高齢者向け住宅協会	主管店	公務1部1課 (1319)
------	----------------------	-----	---------------

ご注意ください

<示談交渉サービスは行いません(集団扱火災保険+個人賠償責任補償特約以外)>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権

(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

*代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にもご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

<代理店の業務>

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、個人情報漏えい保険およびこれらに付帯する特約条項の概要をご紹介します。施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、個人情報漏えい保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

この保険は一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会を保険契約者とし同協会の会員を被保険者(居宅介護事業者賠償責任保険においては、記名被保険者)とする施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険、個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会が有します。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<制度に関するお問い合わせ先>

一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会 事務局

〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号 品川シーサイドイーストタワー 3階
TEL: 03-6433-2200 FAX: 03-6455-8577

<取扱募集代理店・保険に関するお問い合わせ先>

<取扱幹事代理店・保険料収納業務>

株式会社 東海日動パートナーズTOKIO新宿支店

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル
TEL: 03-5333-1431 FAX: 03-3375-8470

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4122 FAX: 03-3515-4123

※本保険は(株)東海日動パートナーズTOKIO新宿支店を幹事代理店、全国の募集代理店を非幹事代理店とする、代理店間分担契約となっております。